

防犯ボランティアの輪を広げよう！

防犯ボランティア活動団体登録制度

ご利用の手引き

【 大阪市内全域 】

地域の中で、防犯に関する情報が共有され、地域一体となった効果的な活動を行うことができるとともに、防犯ボランティア活動団体の構成員が安心して活動に参加できるよう、団体登録制度を設けています。



大 阪 市

登録対象となる「防犯ボランティア活動」

防犯を目的とした継続的・計画的に行う無償の活動(交通費、食事代、材料費など費用弁償程度のもを含む)かつ市協働事業で、次のいずれかに該当するもの。

- ①大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動
- ②徒歩若しくは自転車等による街頭犯罪の発生を抑止するための自主防犯パトロール活動
- ③子どもの安全を確保するため通学路、遊び場等において子どもの安全を見守る活動
- ④落書き消去活動
- ⑤その他市長が特に認める活動

登録対象となる防犯ボランティア活動団体の申請要件

- ・ 防犯ボランティア活動を行うことを目的に、自主的に構成された団体で次のいずれにも該当するもの。
 - (1) 活動拠点が大阪市内にある団体
 - (2) 構成員が4人以上であり、かつその過半数が市内に在住・在勤・在学している者で構成される団体
 - (3) 防犯ボランティア活動を、少なくとも週1回以上、かつ1年以上継続して実施する団体(ただし、④落書き消去活動を除く)

ボランティア活動保険

防犯ボランティア活動団体として登録された団体が実施する防犯ボランティア活動は、大阪市市民活動保険が適用されます。

申請の手順

以下の手順に従って、申請を行ってください。

登録申請書などの記載

この手引きに添付している「自主防犯組織登録申請書」(様式1)、「自主防犯組織概要」(様式2)、にそれぞれ必要事項を記載のうえ、「組織の規約」を添付してください。

- (注) 規約を制定していない場合は、活動マニュアルや会報など、活動状況がわかる資料を添付するようにしてください。また、これから新たに活動を開始される団体は、「自主防犯組織概要(様式2)」の各事項は、今後の予定として記載してください。

↓

申請書などの提出

様式1、様式2の記載後、申請団体が主な活動拠点を置いている区の区役所「区

民企画担当」あるいは「地域振興担当」（区役所によって異なります）など、地域安全防犯を担当する窓口へ直接、申請書等（様式1、様式2）、及び組織の規約・参考資料を提出してください（記載内容について、お尋ねすることがあります）。



団体登録に関する通知書の送付

申請書類等を審査した結果につきましては、大阪市から各組織の代表者あてに通知書を送付します。

活動報告書の提出

活動年度の末日（3月31日）から2週間以内に、その年度内の防犯ボランティア活動の成果について、「活動報告書（様式7及び様式7別表）」に必要事項を記載し、申請書を提出した区役所担当窓口へ提出してください。

登録内容に変更が生じた場合

登録団体において、代表者や活動内容の変更など、登録内容に変更が生じる場合は、事前に最初に申請書を提出した区役所担当窓口へ、次の書類を提出してください。

登録内容の変更が完了しましたら、組織の代表者あてに登録変更をお知らせする通知書を送付します。

【提出書類】

- ・ 「自主防犯組織登録変更申請書」（様式3）
 - ・ 「自主防犯組織概要」（様式2）※組織の解散の場合は、提出不要です。
- なお、組織の規約が変更になった場合は、改正後の規約を添付してください。

このリーフレットには次のものが添付されています

- ・ 自主防犯組織登録申請書 (様式 1)
- ・ 自主防犯組織概要 (様式 2)
- ・ 自主防犯組織登録変更申請書 (様式 3)
- ・ 活動報告書 (様式 7・様式 7 別紙)

申請・ご相談は

主な活動拠点を置いている区の区役所まで

平成 22 年 4 月